

平成 30 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 議 録

平成 30 年 3 月 12 日 開 会

平成 30 年 3 月 27 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号(3月12日)

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 議案第 4号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	7
○日程第 5 同意第 2号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について	14
○日程第 6 同意第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について	15
○散 会	17

第2号(3月27日)

○議事日程	20
○会議に付した事件	20
○出欠席議員	20
○説明のために出席した者	20

会 議

○開会・開議	22
○日程第 1 議席の指定	22
○日程第 2 議案第 4号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	22
○日程第 3 管理者提案理由の説明	36
○日程第 4 議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	36
○日程第 5 議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について	39
○閉 会	41

第 1 日

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

平成30年3月12日(月曜日)

○議事日程

平成30年3月12日 午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 議案第4号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について

日程第5 同意第2号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

日程第6 同意第3号 御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

1番 勝亦 功 君

2番 勝間田 博文 君

3番 黒澤 佳壽子 君

5番 杉山 護 君

6番 鈴木 豊 君

7番 遠藤 豪 君

8番 高橋 利典 君

10番 菌田 豊造 君

11番 土屋 光行 君

13番 大窪 民主 君

14番 高畑 博行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者

若林 洋平 君

副 管 理 者

込山 正秀 君

副 管 理 者

勝又 正美 君

会 計 管 理 者

勝亦 敏文 君

事 務 局 長

青山 修二 君

消 防 長

田代 佳丸 君

庶 務 課 長

勝間田 守正 君

施 設 課 長

佐藤 暁将 君

衛生センター所長

勝間田 邦雄 君

消防次長兼管理課長

村松 秀樹 君

予 防 課 長

平野 利政 君

消防本部次長兼警防課長	田代公一君
通信指令課長	谷中修君
御殿場消防署長	勝間田淳欣君
小山消防署長	佐藤清君
御殿場消防署副署長	岩田誠君
御殿場市副市長	瀧口達也君
御殿場市企画部長	志水政満君
御殿場市総務部長	近藤雅信君
御殿場市環境部長	勝間田安彦君
小山町副町長	室伏博行君
小山町副町長	高橋利幸君
小山町企画総務部長	湯山博一君
小山町住民福祉部長	小野一彦君
○職務のため出席した者	
広域総務スタッフ副参事	林重樹
広域総務スタッフ主幹	長田和美
広域総務スタッフ副主任	稲優子

○議長（大窪民主君）

本日ここに、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会が開催されるに当たり、去る3月6日に御逝去されました故梶繁美議員の生前の御功績をたたえ、心から御冥福をお祈りして、黙禱をささげたいと思います。

皆さん、御起立願います。

黙禱。

（黙 禱）

○議長（大窪民主君）

お直りください。

御着席ください。

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において7番 遠藤 豪議員、8番 高橋利典議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（大窪民主君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会の会期は、本日3月12日から3月27日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第4号、同意第2号、同意第3号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから御説明申し上げます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は全部で3件あり、予算案1件、同意案2件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ30億3,000万円で、前年度と比較いたしますと19億7,000万円の減額となっております。

歳出の主なものは、3款の衛生費では、斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営費、衛生センターの施設管理費などでございます。

4款の消防費では、人件費のほか、消防本部車両更新整備事業費などがございます。

これらの事業に対する財源構成といたしましては、市町の負担金が23億8,000万円余で歳入予算の78.7%、使用料及び手数料が2億7,000万円余で9.1%、財産収入が1億7,000万円余で5.8%、組合債が2,000万円余で0.7%を占めております。

次に、同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」及び同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」は、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、新たに、識見を有する監査委員として齊藤 猛氏を、議会選出の監査委員として遠藤 豪氏をそれぞれ適任と認め、議会の同意を得て選任をいたしたく、提案するものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成30年度予算の審議に当たっては、本日は当局の説明のみとし、質疑については来る3月27日の本会議において行いたいと思っておりますので、御了承願います。

当局からの内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第4号について、説明いたします。

資料3 一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を30億3,000万円と定め、第2項は、歳入歳出それぞれの款項の区分と金額について定めるものです。

第2条は、地方債の起債の目的や限度額等について、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算については、歳入歳出それぞれの款項ごとの予算額を記載したもので、議会の議決の対象となるものです。

一番下の合計額のとおり、平成30年度当初予算の総額は、30億3,000万円で、再資源化センターが平成29年度で竣工することを大きな要因として、前年度比39.4% 19億7,000万円の減額となります。

歳入で前年度と比べて増減額の大きいものと、その割合は1款分担金及び負担金の市・町負担金が、3億920万円余 11.5%の減額、3款国庫支出金が、4億8,987万円余 97.0%の減額、5款財産収入が、1億7,655万円余 4万3,700%余の増額、8款組合債が、10億8,040万円 98.1%の減額となります。

なお、平成30年度は基金繰り入れがないため、繰入金の計上はありません。

歳出では、2款総務費が、1億1,813万円余 43.9%の減額、3款衛生費が、17億3,770万円余 56.3%の減額、4款消防費が、1億5,836万円余 10.7%の減額となります。

次のページをお開きください。

第2表 地方債は、西分署に入れ替え配備する高規格救急車導入事業に係る起債について、限度額・借入れ条件等を記載したものです。

それでは、予算の内容を歳出から説明いたしますので、29ページ、30ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じて、人件費、車両管理費、一般諸経費等の説明は、特に必要がある場合を除き省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比2.3%の減額です。

説明欄3の①議員行政視察は、再資源化センターに搬入された廃蛍光管等の処理の状況を視察いただく予定です。

次のページをお開きください。

2款1項1目一般管理費は、退職者数の減少による退職手当の減額などにより前年度比43.9%の減額です。

説明欄1の⑤は、退職手当と児童手当の合計金額です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、事務局の事務所の光熱水費のほか、維持・管理に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場、焼却センター、再資源化センター及び衛生センターの建物損害共済の掛金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員のB型肝炎予防接種等に要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

④、⑤、⑦、及び⑧は、それぞれ記載の人事管理に係る業務に対する御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験等に要する経費です。

5の①及び②は、それぞれの基金の運用利子を積み立てるものです。

8の①、②、③及び⑤は、それぞれ記載の事務管理システムや業務に対する御殿場市への負担金です。

次のページをお開きください。

3款1項1目斎場費は、前年度比17.1%の減額となります。

1の①は、火葬炉台車ブロック・主燃炉内耐火れんがなど、火葬炉設備の修繕に要する経費です。

なお、空調機の更新は1年1基の4か年計画で進めた結果、平成29年度で全ての更新を終了いたしました。

③は、火葬等業務委託のほか、維持・管理に要する経費です。

なお、火葬等業務委託については、平成29年度で業務の委託期間が終了することから、平成30年度から平成34年度までの5年間にわたり業務を委託する事業者をプロポーザル方式による入札により選定した結果、現委託事業者である株式会社五輪に引き続き業務を委託することとなりました。

④は、斎場用地約0.81haの借地料です。

次に、2項1目塵芥処理費は、再資源化センター運営費の計上により、前年度比23.5%の増額となります。

2の①は、特別目的会社である御殿場小山環境テクノロジー株式会社へ支払う施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費並びに施設整備費割賦料のほか、ごみ計量業務などの委託に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、処分先の所在地である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター用地5.57haと災害ごみ仮置き場用地1.09haの借地料です。

④は、地元区である板妻区及び神場区との合意等に基づき、両区内の道路・水路整備等の地域振興事業を実施する経費です。

3の①は、特別目的会社である御殿場小山エコパートナーズ株式会社へ支払う施設運営に要する経費です。

②は、色つきカレット、廃蛍光管及び廃乾電池の処理に要する経費です。

③は、再資源化センター用地3.6haの借地料です。

次のページをお開きください。

4は、指定ごみ袋の作製のほか、販売店までの配送や指定ごみ袋の販売等に要する経費です。

5は、旧RDFセンターの排水管理設用地に係る借地料です。

なお、この排水管は、旧RDFセンターの解体工事において、併せて撤去されます。

次に、2目し尿処理費は、平成29年6月に策定した衛生センター長寿命化総合計画に基づく施設修繕や設備点検に要する経費の増により、前年度比14.4%の増額となります。

2の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の延命化を図るために実施する沈殿槽内部装置交換のほか、各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地2.3haの借地料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で必要となる薬品等の消耗品の購入に要する経費です。

⑧は、臨時職員1人分の雇用経費です。

⑨は、最終処分場1.06haの借地料及び水処理施設の維持管理に要する経費です。

次のページをお開きください。

ごみ再資源化施設事業費は、再資源化センターが平成29年度で竣工することにより、廃目となります。

次ページの4款消防費につきましては、消防長から説明を申し上げます。

○議長（大窪民主君）

消防長

○消防長（田代佳丸君）

引き続きまして、4款消防費について御説明申し上げます。

39ページ、40ページをお願いします。

4款1項1目常備消防費は、常備消防の管理運営に要する経費及び資機材の整備等に要する経費でありまして、前年度と比較して10.7%の減額となります。

減額の主な要因は、小山消防署救助工作車の更新、高機能指令システム延命化事業が完了したことによるものです。

説明欄1の①は、産業医に対する年報酬であります。

②は、救急隊と御殿場市医師会とで組織する、御殿場小山地区メディカルコントロー

ル協議会の、会議や症例検討会等へ出席した、医師に対する報酬であります。

③は、消防職員150名分の給与、職員手当、共済組合負担金等で、常備消防費予算全体の87.3%に相当するものであります。

2の①は、消防庁舎、小山消防署、富士岡分署、西分署、須走分署、庁舎5か所の施設保守管理に要する経費であります。

②は、庁舎5か所の電気・暖房用燃料・水道料などの光熱水費であります。

③は、通信指令台と消防署・各分署や医療機関をはじめ関係機関等を結んでいます、指令専用回線及び通信回線使用料であります。

④は、庁舎、施設の修繕に要する経費であります。

⑤は、富士岡分署の敷地741.02㎡の、土地借上料であります。

⑥は、複写機・OA機器等の借上料が、主なものであります。

3の①は、災害現場における職員の安全確保のため、空気呼吸器の整備や特殊災害用の化学防護服の整備に要する経費が、主なものであります。

②は、防火防災意識の高揚を図るため、火災予防講習会などの開催や保育園22園で組織します、幼年消防クラブや女性防火クラブ等の育成に要する経費であります。

③は、救急業務の高度化に向けて、救命率のさらなる向上を図るため、AEDを使った救命講習の開催経費や、救急資機材の整備に要する経費及び平成32年度開通予定の、新東名高速道路救急業務に係る救急救命士の増員養成経費であります。

④は、救助隊・水難救助隊・音楽隊の3兼任隊の、運営に要する経費であります。

⑤は、通信指令台の保守管理委託や署活無線機の借り上げなどに要する経費であります。

4の①と②は、消防職員の資質や能力の向上を図るため、静岡県消防学校の10科程に22名、2講習に2名、消防大学校に2名をそれぞれ派遣する人材育成に要する経費であります。

③は小型移動式クレーン運転講習の受講料など、各種研修に係る負担金が主なものであります。

5の①は、消防車・救急車などの車両32台分の定期点検や車両修繕及び車検整備17台分など、車両維持に要する経費であります。

②は、車両更新計画により、西分署に配置してあります「高規格救急車」と、須走分署「作業車」、消防本部「広報1号車」の合計3台を更新するための経費であります。

6は、職員の貸与被服・業務用消耗品等の、購入に要する経費が主なものであります。

7は、全国・関東支部・静岡県・静岡県東部の、各消防長会への負担金であります。

以上で、4款消防費の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（大窪民主君）

事務局長

○事務局長（青山修二君）

引き続き5款以降を説明いたしますので、43ページ、44ページをお開きください。

5款公債費のうち、1目元金は、焼却センターに係る元金償還が始まったことを主な要因として前年度比19.7%の増額、2目利子は、再資源化センターに係る利子償還の増により前年度比105.7%の増額となります。

平成30年度は、説明欄1の①から③までの元金及び利子を償還いたします。

次のページをお開きください。

6款1項1目予備費は、計数整理を兼ね、2,143万3,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入の内容説明をいたしますので、戻っていただき11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比11.5%の減額です。

市・町の負担金が歳入全体に占める割合は、78.7%です。

次のページをお開きください。

2款1項1目総務使用料は、湯沢平清掃センター跡地の一部を市が使用する際の使用料を見込んだため、360.1%の増額となります。

説明欄の電柱占用使用料は電柱29本分、自販機設置使用料は7台分です。

2目衛生使用料は、前年度比10.0%の増額となります。5か年の平均数値により計上いたしました。

2項1目衛生手数料は、前年度比7.4%の増額となります。

廃棄物処理手数料については、予算編成時までの実績等をもとに、説明欄記載のとおり見込みました。

また、分骨証明手数料については、1件当たり300円で、頭出しとなっております。

2目消防手数料は、前年度比11.7%の増額となります。

次のページをお開きください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、西分署に入れ替え配備する高規格救急車の導入に係る防衛8条補助金です。

衛生費国庫補助金は、再資源化センターが平成29年度で竣工することにより、廃目となります。

次のページをお開きください。

4款1項1目消防費補助金は、前年度比20.1%の減額となります。

この補助金は、防災資機材及び消防本部に配備する広報車の導入に係る県補助金で、

補助率は3分の1です。

次のページをお開きください。

5款1項1目利子及び配当金は、平成29年度に基金を取り崩すことによる基金残高の減少及び予定利率の低下により前年度比93.3%の減額となります。

2項1目財産売却収入は、旧RDFセンター用地の売却収入です。

次のページをお開きください。

6款1項1目繰越金は、前年度と同額を計上いたしました。

次のページをお開きください。

7款1項1目組合預金利子は、予定利率の低下により前年度比80%の減額となります。

2目雑入は、前年度比19.0%の増額となります。

再資源化センターの通年稼働に伴い、再資源化物売却料及びコンテナ洗浄料が増額となるほか、焼却センターの発電に係る売却単価が、平成29年度当初の想定を上回って推移していることから、焼却センター発電売電料の増額が見込まれることによるものです。

次のページをお開きください。

8款1項組合債は、再資源化センターが平成29年度で竣工することにより、前年度比98.1%の大幅な減額となります。

1目消防債は、西分署に入れ替え配備する高規格救急車導入事業に係る起債です。

衛生債は、再資源化センターの竣工により、廃目となります。

次のページをお開きください。

繰入金は、平成30年度は基金繰り入れがないため、廃款となります。

歳入の説明は、以上です。

次に、その他の調書の説明をいたしますので、47ページをお開きください。

このページから54ページまでは、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いをしたいと思います。

55ページ、56ページをお開きください。

こちらは債務負担行為として既に議決をいただいている事項を取りまとめたものです。

次のページをお開きください。

起債の状況に関する調書となります。

平成30年度は、新たに2,060万円の起債を見込む一方、1億7,122万円余の元金償還が見込まれることから、平成30年度末の現在高見込額は、平成29年度末より1億5,062万円余の減となる、20億3,092万1,000円となります。

次に、58ページから61ページまでは、負担金算出調書となります。

御殿場市と小山町の負担金の算出方法等を記載いたしましたので、後ほど御確認ください。

以上で、議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

以上で、議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わりといたします。

○議長（大窪民主君）

日程第5 同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、同意第2号について、説明いたします。

資料1 議案書の1ページをお開きください。

当組合の監査委員の選任に当たっては、御殿場市と小山町の申し合わせにより、識見を有する監査委員と議会選出の監査委員とを、2年ごとに市・町から交互に選出しております。

現在の監査委員は、平成28年4月1日から識見を有する監査委員を小山町から、議会選出の監査委員を御殿場市から、それぞれ選任しており、平成30年3月31日をもって任期満了となります。

そこで、新たに、御殿場市選出の識見を有する監査委員として、齊藤 猛氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2か年となります。

なお、齊藤氏の経歴概要は、資料2 議案資料の1ページのとおりです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、同意第2号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（大窪民主君）

日程第6 同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を議題といたします。

（遠藤 豪議員 除斥）

○議長（大窪民主君）

地方自治法第117条の規定により、7番、遠藤 豪議員が除斥されておりますので、お知らせいたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、同意第3号について、説明いたします。

資料1 議案書の2ページをお開きください。

本案につきましては、小山町選出の議会選出監査委員として、遠藤 豪氏を選任いたしたく、御殿場市・小山町広域行政組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意

を求めるものです。

任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2か年となります。

なお、遠藤議員の経歴概要は、資料2 議案資料の2ページのとおりです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

（遠藤 豪議員 入場）

○議長（大窪民主君）

遠藤 豪議員にお知らせいたします。

同意第3号「御殿場市・小山町広域行政組合監査委員の選任について」は、原案のと

おり議会の同意がなされました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

来る3月27日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時11分 散会

第 2 日

平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

平成30年3月27日(火曜日)

○議事日程

平成30年3月27日 午後1時30分 開議

日程第1 議席の指定

日程第2 議案第4号 平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 議案第5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第5 議案第6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 勝 亦 功 君	2番 勝間田 博文 君
3番 黒 澤 佳壽子 君	5番 杉 山 護 君
6番 鈴 木 豊 君	7番 遠 藤 豪 君
8番 高 橋 利 典 君	10番 菌 田 豊 造 君
11番 土 屋 光 行 君	12番 渡 辺 悦 郎 君
13番 大 窪 民 主 君	14番 高 畑 博 行 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	込 山 正 秀 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
会 計 管 理 者	勝 亦 敏 文 君
事 務 局 長	青 山 修 二 君
消 防 長	田 代 佳 丸 君
庶 務 課 長	勝間田 守 正 君
施 設 課 長	佐 藤 暁 将 君
衛 生 セ ン タ ー 所 長	勝間田 邦 雄 君
消 防 次 長 兼 管 理 課 長	村 松 秀 樹 君

予 防 課 長	平 野 利 政 君
消防本部次長兼警防課長	田 代 公 一 君
通 信 指 令 課 長	谷 中 修 君
御 殿 場 消 防 署 長	勝間田 淳 欣 君
小 山 消 防 署 長	佐 藤 清 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	岩 田 誠 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	志 水 政 満 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	近 藤 雅 信 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝間田 安 彦 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 副 町 長	高 橋 利 幸 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した者

広域総務スタッフ副参事	林 重 樹
広域総務スタッフ主幹	長 田 和 美
広域総務スタッフ副主任	稲 優 子

○議長（大窪民主君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

○議長（大窪民主君）

本日は、当議場に、去る3月12日の本会議において、御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に選任同意されました齊藤 猛様にお越しいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

齊藤様、よろしくお願ひします。

○監査委員（齊藤 猛君）

このたび御殿場市・小山町広域行政組合代表監査委員に選任されました齊藤 猛と申します。

監査の重要性を十分に理解し、広域行政の業務が円滑に運営されますように、日々努力、精進し、御殿場市民・小山町民が豊かで安全・安心な生活が送られますよう、微力

ではございますが、任務を全うさせていただきたいと存じます。

今後とも皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

本日は貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

(拍手)

○議長（大窪民主君）

ありがとうございました。齊藤様には今後2年間、監査委員として御尽力いただきますよう本席より心からお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

○議長（大窪民主君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（大窪民主君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（大窪民主君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書、平成30年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（大窪民主君）

日程第1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに小山町議会から選出された渡辺悦郎議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において、議席番号12番に指定します。

○議長（大窪民主君）

日程第2 議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

質問いたします。

14ページの2項手数料、1目衛生手数料、区分1の清掃手数料です。廃棄物処理手数料、再資源の手数料ですが、1,920万円について質問いたします。

29年度は900万円でした。1,020万円増の計上の背景についてお尋ねいたします。

3款の国庫支出金です。16ページ、1項1目消防費国庫補助金の区分1、常備消防費補助金です。東富士演習場周辺消防施設設置助成事業1,525万円について質問いたします。

29年度は3,282万円余でした。この1,750万円余の減について質問するのですが、まず、補助率について、そして、この減額計上の理由について、先日の説明では西分署の消防自動車代という話も理解しております。

それから、4款の県支出金です。18ページの1項1目消防費補助金、区分1の常備消防費補助金、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金、333万円について質問いたします。

29年度は417万円でした。この防災力充実強化総合支援事業の内容説明をお願いしたいと思います。

また、この補助率についても質問いたします。

次が、5款財産収入です。20ページです。2項1目の財産売払収入、区分1、財産売払収入の1億7,693万円について質問いたします。

先日の説明では、旧RDFセンター売払収入ということでした。まず、売り払いまでの経緯について御説明願いたいと思います。

次が、1億7,693万円計上の積算根拠等、詳細な説明をお願いいたします。

次が、3点目が、跡地の今後の活用の見通しについて質問いたします。

次が、7款の諸収入、24ページ、2項雑入の東名救急業務支弁金です。745万1,000円が計上されていますが、これは29年度と比べますと260万円減になっています。まず、この支弁の基準ということについて説明いただきたいと思います。

また、減額計上の理由、そして、この救急業務の平均的出動について状況を教えてくださいたいと思います。

次が、24ページの雑入ですが、焼却センター発電売電料、1億1,992万円について質問いたします。

29年度の当初予算は1億円でしたが、先日の第4号補正で1,870万円増の計上されました。そのときの説明では、売電先を日立PPCに変えて単価が高くなったと

いうことでしたが、質問いたします。

発電量は安定しているのかどうか。また、売電料収入の価値といいますか、運営管理への影響についてお尋ねいたします。そして、売電の今後の見通しについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、2款2項1目廃棄物処理手数料の増額につきましては、平成29年10月から再資源化センターの一部が稼働を開始したため、半期分の処理手数料を計上していましたが、通年分の処理手数料となるのが増額の主たる要因です。

次に、7款2項1目焼却センター発電売電量につきましては、まず、1つ目の発電量は、焼却センターが稼働した平成27年度の発電量が約1万4,510Mwh、平成28年度が約1万4,883Mwh、となっており、今年度も同程度の発電量が見込まれていますので、比較的安定した発電量を確保しております。

次に、2つ目の売電料収入につきましては、その全額が焼却センター運営費に充当されますので、とても貴重な財源となっております。また、施設の運転管理による売電料への影響につきましては、施設の稼働に伴う消費電力を抑えることはもちろんですが、夏場の電力需要の多い時期に電力の買い取り単価が上がるため、7月から9月までの時期に発電効率のよい2炉同時運転を実施することで、より多くの売電料を確保できるように、常に計画的な運転を心がけています。

次に、3つ目の今後の見通しにつきましては、発電量は、搬入されるごみの量と質に大きく左右されます。今後の市町のごみ減量等の施策によっては、搬入されるごみの量・質が大きく変動することが考えられます。このような状況を踏まえると売電料の収入予測は難しいところですが、SPCとの連携により、焼却センターの適正な運転管理により、効率的な発電を行うことで、安定した売電収入を確保することに努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

警防課長

○警防課長（田代公一君）

それでは、私から、3款の国庫支出金と4款県支出金についてお答えいたします。

まず、1点目の東富士演習場周辺消防施設設置助成事業の補助率でございますが、消

防車両は、消防ポンプ車や高規格救急車などがあり、車によって補助対象基準額は異なりますが、補助率は3分の2でございます。

続いて、減額計上の理由でございますが、29年度の補助対象事業は、小山消防署の救助工作車で、事業費が1億1,000万円余で、補助額は、補助対象基準額4,924万1,000円の3分の2で、3,282万7,000円でございます。

これに対し、30年度の事業は、西分署の高規格救急車で、事業費が3,500万円余、補助額は、補助対象基準額2,288万8,000円の3分の2で、1,525万8,000円となりますことから減額計上となったものでございます。

次に、県支出金、一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業についてお答えします。

この事業の内容ですが、各種災害に備えて、空気呼吸器や防護服などの消防隊員の保護用器具、救助用ロープなどの救助用器具を計画的に整備しているものでございます。

また、予防課の広報車の更新もこの事業に含まれております。

なお、この補助事業は、平成25年度まで「大規模地震対策等総合支援事業」と称して実施していたもので、この補助事業に対する補助率は、事業費の3分の1となっております。

私からは以上でございます。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、私からは4点目の5款2項1目財産売払収入について、お答えいたします。

最初に、売り払いまでの経緯ですが、本用地は平成27年4月の新焼却センター稼働に伴い、組合としては利用する計画がなくなったことから、当該用地の属する小山町に利用について検討を依頼しております。

昨年8月、当該用地の利用計画の有無について、小山町に正式に文書での回答を求めたところ、本用地が、静岡県の内陸フロンティア推進区域の指定を受けました東名高速道路足柄サービスエリア周辺を広域都市交流拠点とした土地利用事業推進区域内に位置していることから、売買契約を締結し、買収したい旨の回答をいただきました。

組合では、平成30年度中のRDFセンターの解体を目指し、今年度計上しましたRDFセンター解体設計業務を執行したところ、工期に1年を要することが判明したため、急遽12月補正で解体工事費を計上し、現在、小山町へ解体業務を委託し、事業を進めているところであります。

今後は、小山町と売り払いに関する調整を進めてまいります。

なお、当該用地の一部844.67㎡につきましては、昨年6月、小山町から町道整備事業用地として買収の申し出があったため、売却しております。

次に、売払収入として計上しました1億7,693万円の積算根拠ではありますが、当該用地2万1,709.42㎡に、昨年12月に不動産鑑定士により算定された1㎡当たりの鑑定評価額8,150円を乗じて算出したものでございます。

3点目の跡地の今後の利用につきましては、小山町が取得後は、小山町の政策による土地利用計画に基づく事業が進められるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

管理課長

○管理課長（村松秀樹君）

それでは、管理課から東名救急業務の支弁金について、お答えをさせていただきます。

1点目の東名救急業務支弁金の基準ですが、東名救急業務の財政負担として、昭和55年当時の建設省・道路公団・消防庁との間で締結された「救急業務に関する覚書」に基づき、中日本高速道路株式会社より財政措置がされているものであります。

その基準につきましては、消防庁が算出する救急隊1隊当たりの維持経費に、人口区分に応じた平均出動割合率と、前々年の出動件数に伴う割増率を乗じて算出された額となっております。

次に、2点目の266万円の減額の理由についてですが、支弁金の算定基準となる前々年の出動件数の割増率は100件以上で変わってきますが、平成28年の件数は124件で100件に達したため掛け率は3.0となり変動はありませんでした。

減額の要因としまして、消防庁が算出する救急隊1隊当たりの維持経費が8,512万5,000円から8,279万2,000円と233万3,000円の減額となり、また、人口区分に応じた高速道路平均出動の割合の率が0.04から0.03に減少したことに伴い減額されたものでございます。

続きまして、3点目の救急業務の平均出動件数についてですが、現在、当消防が管轄している東名高速道路への救急出動件数は増加の傾向にあり、平成24年以降東名高速道路の出動件数は、連続して100件を超えている状態となっております。

平成25年から29年までの過去5年間の平均出動件数で見ますと、年間の平均出動件数は約120件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

ページが13、14ページです。2款1項1目総務使用料、1節総務管理費使用料、湯沢平清掃センター跡地使用料119万2,000円について、内容説明とこの土地の今後の方向性についてお聞きします。

そして、2点目として、23、24ページ、7款2項1目の雑入、先ほど黒澤議員のほうから話がありました焼却センターの発電売電料、先ほどの説明の中で売電量のお話がありましたので、私のほうからは売電単価について今後の見込みと方向性についてお聞きします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは私からは、1点目の2款1項1目総務使用料について、お答えいたします。

この使用料は、御殿場市・小山町広域行政組合行政財産の目的外使用に関する条例の規定に基づき算定し、申請者からいただくものでございます。

平成27年度からは、御殿場総合サービスが駐車場用地として毎年200㎡を使用しております。

今回の増額分は、御殿場市のリサイクル推進課が車庫、倉庫、洗車場などに使用している部分1,000㎡について新たに使用料をいただくものでございます。

組合では、平成22年に行政財産の目的外使用に関する条例を制定いたしましたが、本用地の御殿場市の利用につきましては、平成20年に10年間の無償利用を承認していたため、平成30年度から使用料をいただくこととなりました。

次に、この土地の今後の方向性についてですが、昨年8月から進めています御殿場市との協議の中で、将来的には隣接する旧老人福祉センター用地、公園用地などと一体利用を図っていくことを前提として調整を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

続きまして、2点目の7款2項1目雑入についてお答えいたします。

焼却センターの売電単価につきましては、燃料となるごみに含まれる紙、草や木、布、厨芥類等のバイオマスと呼ばれるものと、その他のプラスチック等の非バイオマスで区別されます。バイオマスにつきましては、国の再生可能エネルギーの固定買取価格制度のもとで、1Kwh当たり、税別17円で、20年間の買い取り期間が決められています。しかし、非バイオマスは、固定買取価格制度の対象外であるため、季節や時間帯に

よって変動します。日立造船との契約では、日本卸電力取引所の市場価格の月平均単価に10銭のプレミアを加えています。したがって、市場における電力の需要と供給のバランスによって変動していきませんが、引き続き、他の小売電気事業者を調査することで、より有利でかつ安定的な売電収入の確保に努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝間田博文君)

○議長 (大窪民主君)

ほかに質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員

○10番 (藺田豊造君)

藺田豊造です。歳入の23、24ページについて、7款2項1目雑入、説明欄の再資源物の売却料について、資源物の売却益は再資源化センターの運営費に充当されると聞いておりますが、運営SPCとの契約はどのようになっているのでしょうか。

また、今回計上されている予算額1,380万7,000円の根拠になっている金額の内訳について御説明をお願いいたします。

なお、これらの資源物が売却益を生み、市町の負担金の軽減につながって、さらには再利用されるとしたら一石二鳥どころか、さらには三鳥にもなることを思えば、これらをもっと住民へ督励する必要があるのではないのでしょうかと思いますが、これらの取り組みについても含めてお伺いします。

以上です。

○議長 (大窪民主君)

施設課長

○施設課長 (佐藤暁将君)

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、1つ目の運営SPCとの契約につきましては、びん、缶、ペットボトル等の資源物の売却益は、ごみ再資源化施設整備及び運営事業の事業者募集の入札公告では、事業者の収入にすることとしています。これは運営事業費を安く抑えるためのものです。ただし、ごみ再資源化施設から発生した資源物を事業者が提案する最低価格で組合から買い取ることで、有価物としてその所有権を事業者へ移転する必要があるため、少額の売却益は組合に入ることとなっています。

しかし、今回落札した事業者は資源物の売却益に対してプロフィットシェアと呼ぶ提案をしています。これは、スチール缶・アルミ缶及びペットボトルを対象に本来事業者の利益となるべき売却益の70%を組合に還元するといった内容です。このプロフィットシェアの提案により17.5年の運営期間において、2億4,800万円の加算額が

生じるといった試算が出ています。

次に、2つ目の予算額の内訳につきましては、プロフィットシェアの対象であるスチール缶・アルミ缶及びペットボトルの合計が1,088万7,000円余、その他の破砕鉄、破砕アルミ、リターナルびん等の合計が189万6,000円となっています。

最後に、3番目の住民へ督励する取り組みにつきましては、市及び町の担当課とごみ処理施設の稼働状況の報告や懸案事項等についての協議を隔月の頻度で開催している「3者定例打合せ会」において、このたび御指摘いただいた事項の住民へのアピールや分別の徹底等の指導について、引き続き御協力をお願いするほか、組合のホームページや広報誌等により、より一層の周知徹底を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と藺田豊造君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

1番 勝亦 功議員

○1番（勝亦 功君）

3款の衛生費について、3款1項1目、34ページの説明欄1、施設管理費について3点ほどお伺いをいたします。

最初、1点目ですが、これは説明いただいたと思うのですが、施設管理費が1,000万円ほどの減額の理由について伺います。

2点目ですが、斎場使用料については、年々上昇しております。また、施設の利用というのも、これから高齢化が進展するに従って一方的に上昇をたどることが予想されますけれども、今の規模で今後対応できるのか、その見解をお伺いいたします。

3点目であります。それに関連して大規模改修計画があるのかどうか、これについて伺います。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの質問について、お答えいたします。

最初に、施設管理費が減額となった理由ですが、平成26年度から4か年計画で実施しました空調機器の改修事業が今年度で完了したこと、火葬等業務委託について平成30年度からの契約更新に向けて入札を行った結果、委託料が減額となったことが主な要因となります。

2点目の現状規模での今後の見通しですが、現在、斎場には火葬炉が3炉ありますが、ここ数年の火葬件数は年間約1,000件で推移しており、平均しますと1日当たり3件の計算となります。

1日最大7件の火葬が可能な施設ですので、当面は現状規模で対応が可能であると考えております。

3点目の大規模改修計画の有無についてですが、平成22年度に火葬炉交換等の大規模修繕を行った後は、毎年実施する定期点検の結果に基づきまして計画的な修繕を行っていることから、現時点での計画はございません。

今後も、使用される方々の要望等を把握しながら、引き続き、施設・設備の適切な維持管理を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝亦 功君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 勝間田博文議員

○2番（勝間田博文君）

33、34ページです。3款2項1目、塵芥処理費についてお聞きします。

説明欄1、人件費4,475万1,000円、人件費として5名の職員が配置されていますが、この職員の主要な業務の一つとして焼却センター及び再資源化センターの運営モニタリング業務があるとお聞きしています。このモニタリング業務についての内容説明をお願いいたします。

また、2、焼却センター運営費の④ごみ焼却施設周辺整備事業について、3,000万円が計上されていますが、事業の内容と本事業の期間について伺います。

○議長（大窪民主君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、1つ目の運営モニタリング業務につきましては、組合はPFI事業者を募集するに当たり、SPCに対して、組合が要求するサービスの水準を示した「要求水準書」

を提示し、P F I 事業者はこの要求水準書に基づき施設の運営維持管理業務に関して「事業実施計画提案書」を組合に提示しています。組合は、これらの要求水準書や事業実施計画提案書の各項目に基づいて、S P Cによる実際の施設の運営維持管理が適正に行われていることを確認しています。このような履行確認を運営モニタリング業務と呼んでいます。

次に、2つ目の周辺整備事業につきましては、施設周辺地区である、板妻区及び神場区と締結した「ごみ焼却施設の建設及び操業に関する合意書」または「焼却センター及び再資源化センターの操業並びに公害防止に関する協定書」に基づき、平成27年度から施設の操業期間中において、両区内の道路、河川等の整備を御殿場市に委託して実施しているものです。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と勝間田博文君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 黒澤佳壽子議員

○3番（黒澤佳壽子君）

2点、質問いたします。

2款の総務費の総務管理費、一般管理費、32ページです。説明欄の人件費のところ、行政不服審査会委員報酬3人とあります。この審査会委員3名の内容について教えてください。

また、この審査会開催回数について。

行政不服の申し出の状況についてお尋ねいたします。

次は、3款の衛生費です。34ページ、2項1目の塵芥処理費です。今、勝間田博文議員が質問なさったところと同じですが、これは新項目だと思います。3の再資源化センター運営費、1億9,860万円について、②の資源循環費456万円について質問いたします。

再資源化センターが稼働により、このシステムというか体制も変わったことと思います。新しい項目ですので、新しい事業費について内容説明、そして、456万円計上の積算根拠についてお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

それでは、私から最初の2款1項1目一般管理費、行政不服審査会に関する質問につ

いてお答えいたします。

1点目の審査会委員の内容についてですが、沼津市在住で弁護士の沼澤龍起委員、御殿場市在住で御殿場市婦人会連合会長の田代みよ子委員、小山町在住で元小山町情報公開審査会・個人情報保護審査会委員の坂本全人委員の3名で構成しております。

2点目の審査会開催回数と状況ですが、平成28年4月1日に当審査会が発足した際、委員の研修を主な目的として1回開催しており、その後は審査案件がございませんでしたので、開催しておりません。

3点目の行政不服の状況ですが、現在まで組合の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大窪民主君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

続きまして、2点目の3款2項1目塵芥処理費についてお答えします。

まず、1点目、①の再資源化センター運営維持管理費につきましては、御殿場小山エコパートナーズ株式会社に支払うもので、施設整備費と呼ばれる再資源化施設の設計・建設費の一部としてPFI事業者が銀行から借り入れたプロジェクトファイナンスの割賦料に当たるサービス購入料Aが2,900万円余、運営維持管理費のうち固定料金と呼ばれる人件費や機器の補修費等に当たるサービス購入料Bが1億5,300万円余、同じく運営維持管理費として、搬入されるごみ量に伴って変動する重機の燃料費や資源物を梱包する資材等の料金に当たるサービス購入料Cが260万円余となっています。

次に、②の資源循環費につきましては、再資源化センターへ搬入されたもののうち、色つきのカレットや廃蛍光管等の資源物として売却できないものを一般廃棄物として処理委託をする経費です。その内訳は茶色のカレットが40万円余、その他のカレットが124万円余、廃蛍光管が119万円余、廃乾電池が152万円余となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と黒澤佳壽子君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

1 番 勝亦 功議員

○1 番（勝亦 功君）

4 款の消防費についてお伺いをいたします。

40 ページの常備消防費、説明欄 1 の 3、人件費ですが、これについては 1 点です。充足率 87% との説明がございました。新東名インターやスマートインター新設等で、先ほど管理課長からも説明があったのですが、救急業務等が拡大すると思われま。こ。ういう中で充足率を上げるというか、新たな採用計画があるかどうか、お伺いをしたいと思。います。

2 点目ですが、説明欄 2 の施設管理費について、この中で庁舎の老朽化対策について現状分析、そしてどのような対応を考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

以上、2 点です。

○議長（大窪民主君）

管理課長

○管理課長（村松秀樹君）

ただいま御質問のありました 2 点についてお答えいたします。

まず、1 点目の新東名高速道路の開通に伴う職員の増員についてですが、平成 29 年の 3 月議会において、新東名高速道路の開通に向けた救急隊 1 隊 5 名分の増員を考え、条例定数を 155 人から 160 人に改正を行いました。

平成 30 年 4 月 1 日現在の職員の実員は、新規採用職員の 8 名を含め 150 人となっておりますが、今後の職員採用計画において平成 32 年新東名高速道路の開通時には、定数の 160 人に近づけるよう確保し、円滑で確実な消防業務の遂行を図っていく予定であります。

続きまして、2 点目の庁舎の老朽化対策の現状と対応策ですが、現在 5 施設の消防庁舎の現状につきましては、運用開始から平均年数が 33 年を経過しております。特に小山消防署につきましては、築 45 年を、富士岡分署につきましては、41 年を経過しておりますが、両庁舎とも耐震補強については、工事を完了しており、災害に対応する建物としては問題はありません。

このような状況の中で、今後の消防庁舎の老朽化対策につきましては、市町の総合計画、財政計画、防災計画などと整合を図られるよう協議の上、広域行政組合全体の諸施設の長期的な管理・更新計画策定の中で事務局と連携して検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と勝亦 功君）

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

1番 勝亦 功議員

○1番（勝亦 功君）

歳入歳出全般についてお伺いをいたします。

先ほどから施設の老朽化対策等を伺ってきたのですが、広域施設の老朽化対策、維持管理等の方向性について、改めてお伺いをいたします。

30年度、組織改編して管財スタッフを設けられたということについては評価するものであります。広域施設の老朽化を見据えたときに、施設の個別管理計画、これは衛生センター等ができておりますけれども、やはり個別計画に基づいた総合管理計画の策定は喫緊の課題であると認識しております。公債費が増大し、今後、公債費も増えていくと、そういうことが予想される中で、バランスのとれたビジョン作成が急務と考えますが、改めて当局の見解、そして方向性をお伺いします。

以上です。

○議長（大窪民主君）

庶務課長

○庶務課長（勝間田守正君）

ただいまの質問にお答えいたします。

ごみ再資源化施設の竣工により、当面は組合発注の施設の建設工事がなくなります。

これを受けまして、事務局では4月より施設課を廃止し、新たに庶務課内に財産管理、入札、諸施設の管理・更新計画等を一元的に担当するスタッフを設けることとしております。

このスタッフを中心に、各所属との連携を密にするとともに、市町の総合計画、財政計画、防災計画などと整合を図りながら、公債費の償還など組合財政を見据えた総合管理計画を策定いたします。

公債費の償還につきましては、平成30年度で消防庁舎建設事業に係る起債償還が、平成32年度でRDFセンター改善事業に係る起債償還が、平成33年度で斎場改修工事に係る起債償還が終了しますので、再資源化施設建設事業に係る起債の元金償還が始まります平成32年度の2億3,000万円余をピークとして、その後は1億8,000万円余の償還で推移する見込みとなっております。

現在の計画では、平成40年度に衛生センターの竣工を予定しておりますが、平成3

9年度で消防救急無線デジタル化整備事業の起債償還が、平成41年度で焼却センター建設事業及び再資源化センター建設事業の起債償還が終了することから、消防車両の更新計画を加味しましても起債に対する償還につきましては、平準化するものと考えております。

これらを勘案するとともに、諸施設整備等基金への計画的な基金の積立を行うことにより、事業を実施する際には、過度な財政負担が生じることのないよう管理計画を策定していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝亦 功君)

○議長（大窪民主君）

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第4号「平成30年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第3 管理者提案理由の説明を議題といたします。

本議会に提出されました議案第5号及び議案第6号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、本日、追加提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案2件でございます。以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第5号、御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、申し上げます。

本案は、職員の給与構造の世代間における格差の是正、平成29年人事院勧告のうち、未実施の部分についての対応など、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号、御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について、申し上げます。

本案は、人事院が平成29年に実施した官民比較調査の結果に基づき、職員の退職手当の支給率を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日追加提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大窪民主君）

日程第4 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第5号について、説明いたします。

資料4 議案書（第2号）の1ページ及び資料5 議案資料（第2号）の1ページをお開きください。

本案は、平成19年度の給与改定を主な要因とする職員給与構造の世代間における格差の是正、及び平成29年の人事院勧告のうち既に実施したもの以外の部分についての対応等を目的として、所要の改正を行うものです。

改正の内容については、大きく4点となります。

1点目の管理職の給与構造の見直しについては、現在の給料を2.5%から4%減額する特例措置を廃止する一方、給料月額を6級については2.5%、7級及び8級については6%減額いたします。

また、管理職手当については支給限度額を100分の15から100分の25に変更いたします。

具体的な額については規則で定めていますが、これを現在の定率性から定額性に変更することに合わせて、7級及び8級については現在の平均支給額より高い額とすることにより、減額となる給料の一部が管理職手当で補填されます。

2点目の若年層の給与構造の見直しについては、平成19年度以降の採用者については給料水準が低いことから、この是正を図るものです。

在職者に影響がないと見込まれる1級の高位号給の給料月額を引き下げ一方、規則で規定している2級及び3級への昇格に必要な通算経過年数を短縮し、昇格時期を前倒しします。

また、平成27年度に2級以上の職員を対象として実施された1号給の昇給抑制については、平成19年度以降に採用された該当者に限り、平成30年4月1日付でこれを回復いたします。

3点目の交通用具に係る通勤手当の見直しについては、交通環境が近いと思われる近隣市町と比較した上で、平均で20.6%の引き下げを図るものです。

4点目の地域外在勤職員の地域手当の見直しについては、市町の地域外に在勤する職員の地域手当について、当該地域の事情を勘案できるよう文言を修正するものです。

なお、本条例の施行日は平成30年4月1日となります。

それでは、改正内容の具体的な説明を新旧対照表で説明いたしますので、議案資料の3ページをお開きください。

第7条は、給料の調整額の支給決定者を、任命権者から管理者に改めるものです。

第9条の2は、これまで東京都特別区とその他の地域として規定していた地域手当について、第2項で原則となる率を規定し、新たに設けた第3項で、市町の地域以外に在勤する職員については、当該地域の事情を勘案して管理者が別に定めることができることとするものです。具体的には、当該地域に適用される国家公務員の地域手当の支給率が6%を超える場合は、その率を適用することとなります。

第15条の2第2項は、これまで部長級の職員に適用され、上限の支給率であった15%を、管理職手当の定額化に伴い、国家公務員等の上限である25%に合わせるものです。

なお、管理職手当の支給対象やその額については規則で規定されております。

第18条及び第19条は、文言の整理です。

7ページの附則第2項から17ページの附則第11項までは、これまでの管理職の給与の減額に関する規定であり、これらを全て削除するものです。

19ページから26ページまでは「給料表」となっており、具体的には、1級70号給以上及び6級から8級についての改定となります。

27ページ、28ページをお開きください。

こちらは、交通用具に係る「通勤手当支給額表」を改めるものです。

附則の第1項は、本条例の施行日を平成30年4月1日と定めるものです。

第2項は、平成27年度に実施された昇給抑制について、平成19年度以降に採用された該当者に限り、平成30年4月1日付でこれを回復する旨を規定するものです。

次のページをお開きください。

第3項は、「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の附則で定める給与の減額対象者が、無給休暇である介護休暇を取得した場合の規定を削除するものです。

第4項は、「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業に関する条例」の附則で定める給与の減額対象者が、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は部分休業を取得する場合の規定を削除するものです。

説明は、以上となります。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

日程第5 議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第6号について、説明いたします。

資料4 議案書（第2号）の11ページ及び資料5 議案資料（第2号）の33ページをお開きください。

本案は、「国家公務員退職手当法」及び「地方独立行政法人法」の一部改正及び当組合の給与改定に伴い改正を行うものであります。

改正内容については、大きく4点となります。

1点目の退職手当の支給水準の引き下げについては、人事院が平成29年に行った退職手当の官民比較調査で、国家公務員が民間を上回ったことから国家公務員退職手当法が改正され、この1月1日から退職手当の支給水準が引き下げられております。

地方公務員の退職手当についても適切な措置を講じるよう国から要請があったことから、官民均衡を図るために設けられた「調整率」を、100分の87から100分の83.7に引き下げるものです。

2点目の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の改正につきましては、平成19年度の退職手当の大規模な見直しの際に設けられた、旧制度に基づいて計算した退職手当の額を保障する旨の経過規定について、1点目と同様の調整率を適用するため所要の改正を行うものです。

3点目の地方独立行政法人法の一部改正に伴う所要の改正については、条例で引用している用語を定義する条項が改正されることを受けて、引用箇所を改めるものです。

4点目の給与改定に伴う退職手当の基本額算定における特例の追加については、先ほど御審議いただいた職員の給与改定に伴い、6級から8級の職員の給料月額が大幅に減

額となりますが、この改定は給与構造の見直しに伴い組合が独自に実施するもので、人事院勧告等を根拠とする給与改定とは性質が異なるものであることから、過去の勤務分に係る期待権を保護するため、特例を設けるものです。

具体的には、退職時の給料月額が本条例の施行日の前日である平成30年3月31日に受けていた給料月額を下回る職員については、平成30年3月31日までの期間に係る退職手当の計算に当たっては、給料表の改定によって減額となる前の給料月額をもって計算することとするものです。

なお、本条例の施行日は平成30年4月1日となります。

それでは、改正の内容の具体的な説明を新旧対照表で説明いたしますので、議案資料の35ページ、36ページをお開きください。

本条例は関連する2つの条例を改正するため2条で構成されており、第1条関係は御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部改正となります。

第7条第5項第2号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、本号で引用する「一般地方独立行政法人」を定義する条項が改められたことに伴い、該当部分を改正するものです。

次のページをお開きください。

附則第2項は、退職手当の基本額に乗ずる調整率を現行の100分の87から100分の83.7に改めるものです。

附則第7項は、退職時の給料月額が給与改定前の給料月額を下回ることとなる職員が退職する場合における、退職手当計算の特例を設けるものです。

第2条関係は、平成19年4月1日に施行された御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、同条例における改正前の退職手当の額を保障する旨を定めた附則第2条について、先ほどと同様にその計算の過程において適用される調整率を改めるものです。

附則は、施行日を平成30年4月1日とするものです。

説明は、以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大窪民主君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（大窪民主君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（大窪民主君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（大窪民主君）

これより、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大窪民主君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大窪民主君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 窪 民 主

署名議員 遠 藤 豪

署名議員 高 橋 利 典